

大飯原発 設置許可取り消し

規制委判断「不合理」 揺れの想定上乗せ検討せず

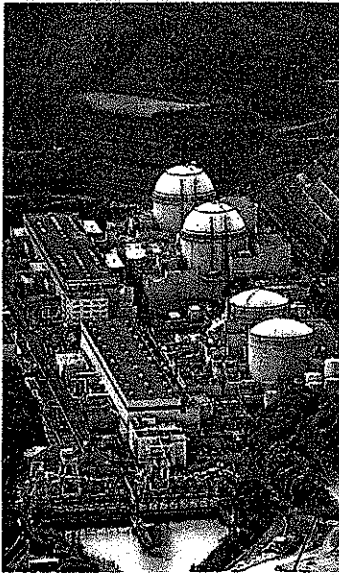
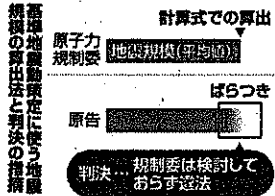
大阪地裁判決

東日本大震災後、再稼働した関西電力の原発、大飯3、4号機（福井県おおい町）の安全性に問題があるとして、近畿6府県や福井県などの住民約1300人が、国の原子力規制委員会が関電に与えた設置許可の取り消しを求めた訴訟の判決が4日、大阪地裁であった。裁判長は、規制委の判断に「看過しがたい不合理がある」と述べ、許可を違法として取り消した。

▼2面＝揺らぐ根幹、5面＝関電経営は、10面＝社説、31面＝判決要旨、33面＝原告・地元は

東京電力福島第一原発事故後、設置許可の取り消しを求めた司法判断は初めて。仮処分とは異なり、確定した最大の地震の揺れの想定まで原発の稼働を止める効力はないが、定期検査で停止中の3、4号機の再稼働や、他の原発でも安全性根幹となる値だ。基準地震

- 判決骨子
- ・関西電力が算定した基準地震動の策定要素となる地震規模は平均値である
 - ・実際には平均値から大きく乖離が想定されるが関電はそれを考慮して地震規模を上乗せすべきか検討していない
 - ・原子力規制委員会の審査、判断は上乗せを検討しておらず、違法である



大飯原発3、4号機（奥）。手前は1、2号機＝福井県おおい町、本社へりから、金居達朗撮影

動は各電力会社が決め、規制委が内規にあたる「審査ガイド」に従って審査する。大飯3、4号機の基準地震動は最大8.66ガルとされ、規制委が2017年に設置を許可。関電は安全対策を施した。

判決は、基準地震動の定め方について「審査ガイド」に福島原発事故後にあらたに加わった「計算式（持つ）はらつきも考慮する必要がある」という一文に着目。その意味を、震源

自然災害の不確実性をちゃんと検討しているのか。大飯原発の設置許可を取り消した大阪地裁判決は、原子力規制委員会の審査に強く疑問を投げかけた。

災害想定の不十分さ指摘

解説

東京電力福島第一原発事故は、津波想定が甘すぎた。その後相次いだ運転差し止めの司法判断はいずれも、地震の揺れや火山噴火など自然災害の想定の不十分さを指摘した。事故の影響の大きさを踏まえれば、厳し

に何らかの上乗せをする必要性の有無を検討すべきと見た。そのうえで、関電の基準地震動を検討。地震断層などの観測データに基づいた「平均値」と指摘したうえで、平均値と乖離するデータの検討自体をしておらず、規制委も必要性を何ら検討することなく許可を与えたと指摘。こうした判断過程は看過しがたい過

誤、欠陥があるとして許可を違法と認定し、取り消した。国関は関電の基準地震動は実際の断層面積より広く決めており「はらつき」を考慮する必要はないと反論していたが、判決は「計算式で算出される地震規模を、はらつきを考慮して検討する」のが審査ガイドの意図として述べた。（遠藤隆史）

今回の判決は、原発が司法判断に左右される不安定なエネルギーであることを改めて示した。政府は温暖化対策でも原発に期待するが、激しい自然災害が起る日本列島にふさわしい選択肢なのか。本質的な議論が求められている。（編集委員・佐々木義博）

12/5 朝日

原発審査 揺らぐ根幹

安全性検討 国の不備批判

関西電力大飯原発3、4号機の設置許可を取り消した4日の大阪地裁判決は、原子力規制委員会の審査姿勢を「看過しがたい過誤、欠陥がある」と厳しく指摘した。原発の安全審査を続けてきた規制委にも、各地で再稼働を目指す電力各社や政府にも、影響を与えていくことになる。

大阪地裁判決

▼一面参照

「国は自らつくったルールを無視した」と、裁判所が指摘した意義は極めて大きい。判決後、大阪市内であった会見で、原告弁護団の武井が、

関西電力大飯原発

4基あり、3号機は1991年に、4号機は93年に営業運転を始めた。3、4号機の出力はいずれも118万キロワットで、関電の原発の中で最大。東京電力福島第一原発事故後、全国の原発で初めて2012年に再稼働した。現在は定期点検中。



「今回の判決が示した判断の根拠にあるのは、来年3月で発生から10年を迎える東京電力福島第一原発事故の教訓だ。国の原子力規制委員会は2013年に過酷事故や地震、津波、テロなどへの対策を強化した原発の新規制

時時刻刻

基準をつくらなかった。あらゆる事態を想定し、高いレベルの安全性を求めることで、二度と悲劇を繰り返さない姿勢を打ち出したものだ。今回、最大の争点となつたのは、想定される最大規模の地震の揺れ「基準地震動」の正しさだ。どこまで原発の耐震設計を備えるのかなど安全性の根幹となる

「審査の結果には十分自信を持っていい。否定されたのはショックだ」新規制基準に基づく大飯

「審査の結果には十分自信を持っていい。否定されたのはショックだ」新規制基準に基づく大飯

「審査の結果には十分自信を持っていい。否定されたのはショックだ」新規制基準に基づく大飯

「審査の結果には十分自信を持っていい。否定されたのはショックだ」新規制基準に基づく大飯

揺れ想定 全原発で同じ計算式

「審査の結果には十分自信を持っていい。否定されたのはショックだ」新規制基準に基づく大飯

「審査の結果には十分自信を持っていい。否定されたのはショックだ」新規制基準に基づく大飯

「審査の結果には十分自信を持っていい。否定されたのはショックだ」新規制基準に基づく大飯

「審査の結果には十分自信を持っていい。否定されたのはショックだ」新規制基準に基づく大飯

「審査の結果には十分自信を持っていい。否定されたのはショックだ」新規制基準に基づく大飯

判決

- ◆ 高速増殖炉「もんじゅ」 2003年、名古屋高経金沢支部
原子炉の設置を許可した国の安全審査に誤りや欠陥があった
- ◆ 志賀原発2号機 06年、金沢地裁
想定を超えた地震で事故が起こり、被害を受ける可能性がある
- ◆ 大飯原発3、4号機 14年、福井地裁
憲法上の人格権が侵害される
具体的危険性がある



仮処分決定

- ◆ 高浜原発3、4号機 15年、福井地裁
国の新規制基準はゆるやかすぎ
安全は確保されない
- ◆ 高浜原発3、4号機 16年、大津地裁
地震・津波への対策や避難計画に疑問。
安全性の証明が不十分
- ◆ 伊方原発3号機 17年、広島高裁
阿蘇山(熊本県)の過去最大規模の噴火で
火砕流が到達するおそれ
- ◆ 伊方原発3号機 20年、広島高裁
異議申し立てを受けた広島高裁が審理中
原発付近に活断層がないとした調査は不十分。
噴火の想定も過小評価

「審査の結果には十分自信を持っていい。否定されたのはショックだ」新規制基準に基づく大飯